

議案第80号

芽室町都市計画税条例中一部改正の件

芽室町都市計画税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成31年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「平成30年度」を「平成38年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

第5期芽室町総合計画の期間中においては、本則税率の経過措置を継続することとし、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～14 一略一</p> <p>(経過措置)</p> <p>15 都市計画税の税率は、平成20年度から平成38年度までの各年度分に限り、第3条の規定にかかわらず、100分の0.1とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～14 一略一</p> <p>(経過措置)</p> <p>15 都市計画税の税率は、平成20年度から平成30年度までの各年度分に限り、第3条の規定にかかわらず、100分の0.1とする。</p>